

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】iDeCo（個人型確定拠出年金）の登録事業所における事業主の対応事項について P1
 【コラム】企業年金における加入者の拠出について P7

**iDeCo（個人型確定拠出年金）の登録事業所における
事業主の対応事項について**

1. はじめに

2018年1月の確定拠出年金法改正によるiDeCoの加入範囲拡大以降、iDeCo加入者は急激に増加しており、2019年12月時点における加入者数は146.5万人、登録事業所数は46万事業所に至っています。

企業型DC（企業型確定拠出年金）の実施事業所においては、DC規約に定めることによりiDeCoとの同時加入が可能となっておりますが、先般の社会保障審議会では企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和についても議論、整理がなされており、もはやすべての事業所においてiDeCo加入者への対応は必須といえます。そこで、今回はiDeCoの登録事業所における事業主の対応事項について説明します。

2. iDeCoの登録事業所とは

iDeCoは個人単位で加入するDC制度であり、国民年金基金連合会から委託を受けた金融機関等の運用関連運営管理機関（以下「iDeCo運営管理機関」といいます。）に対して、本人が加入の申出を行います。

iDeCoにはiDeCo口座に掛金を払込み、掛金と積立金の運用を行う「加入者」とiDeCo口座に掛金の払込みをせず、積立金の運用のみ行う「運用指図者」があります。iDeCoの登録事業所とは、iDeCoの「加入者」となる従業員を使用する事業所をいいます。なお、事業所の登録は原則、厚生年金適用事業所単位で行います。



iDeCoの登録事業所には掛金の納付方法（「事業主払込」と「個人払込」）に応じて、最大2種類の登録番号が国民年金基金連合会より付与されます。いずれも当該事業所において、最初の納付方法を選択した従業員が発生した際に、国民年金基金連合会より送付される「事業所登録通知書」にて「登録事業所番号」が通知され、以降iDeCoへの加入を希望する従業員が発生したとき、及び事業主やiDeCo加入者が各種届出をする際に継続して「当該登録事業所番号」を使用することになります。

Q1	登録事業所番号がわからないときは？	A1	「事業所登録通知書再発行申請書（K-023）」を国民年金基金連合会に提出し再発行することで、番号を確認することができます。
----	-------------------	----	---

3. iDeCo登録事業所の主要事務

iDeCo登録事業所の主要事務は以下5項目となります。

- ①事業主の証明書の発行（新規加入時、転職時等に随時）
- ②iDeCo掛金の納付*
- ③源泉徴収*及び年末調整
- ④「現況届」の提出（年1回）
- ⑤事業主に係る事項（事業主名称等）の変更があった際の届出（変更の際に随時）

以降、項目ごとに説明していきます。

*加入者が掛金納付方法として「事業主払込」を選択している場合

(1) ①事業主の証明書の発行（新規加入時、転職時等に随時）

加入（希望）者から、氏名や基礎年金番号等を記入した「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書（K-101A）」が提出されたら、所定の欄に事業主名称・所在地や登録事業所番号等の必要事項を記入し、会社印を押印の上、加入（希望）者に返却し、加入（希望）者より国民年金基金連合会に提出します。

なお、iDeCo加入者が入社するときに、iDeCoの加入者資格を喪失する場合は、「個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書（K-108）」への記入・会社印の押印が必要となり、上記同様加入者より国民年金基金連合会に提出します。

【表内書類の区分】 ●：事業主の記載・押印等の必要がある書類

★：加入（希望）者の記載・押印等のみの書類（以降同様）

【表Ⅰ】事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書（K-101A）が必要な場合

No.	発生時期		添付書類	入手先
1	従業員がiDeCoに新規加入するとき		★個人型年金加入申出書（K-001）	iDeCo運営管理機関（加入（希望）者が取り寄せ）
2	入社時にiDeCoの加入を継続するとき（入社以前の国民年金保険種別ごと）	第1号から	★加入者被保険者種別変更届（第1号被保険者用）（K-010A）	
		第2号から	★加入者登録事業所変更届（K-011）	
		第3号から	★加入者被保険者種別変更届（第3号被保険者用）（K-010C）	
3	企業年金制度の変更（加入待機期間経過後の企業年金加入時を含む）		★加入者他年金（企業年金等）加入状況等変更届（K-028）	（廃止届のみ事業主が取り寄せ）
4	事業所の合併（相手方が存続会社）	新事業所で加入継続	★加入者登録事業所変更届（K-011） ●事業所登録廃止届（K-021）	

【表Ⅱ】個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書（K-108）が必要な場合

No.	発生時期		添付書類	入手先
1	入社時にiDeCo加入者資格を喪失するとき		★加入者資格喪失届（K-015）	iDeCo運営管理機関（加入（希望）者が取り寄せ）
2	企業型DCの導入（全従業員加入の場合）		★加入者資格喪失届（K-015） ●事業所登録廃止届（K-021）	
3	事業所の合併（相手方が存続会社）	新事業所で加入資格喪失	★加入者資格喪失届（K-015） ●事業所登録廃止届（K-021）	（廃止届のみ事業主が取り寄せ）

【事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る 事業主の証明書 (K-101A)】

【個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書 (K-108)】

Q2 なぜ事業主の証明が必要なのか？ A2 他の企業年金制度への加入状況により、掛金の拠出限度額に違いがあるため、当該加入（希望）者の拠出限度額や掛金の重複の確認を目的としています。

(2) ②iDeCo掛金の納付、③源泉徴収及び年末調整

iDeCo掛金の納付方法には「事業主払込」と「個人払込」があり、いずれも口座振替により毎月26日に国民年金基金連合会へ掛金を納付します。一つの事業所において「事業主払込」と「個人払込」を併用することも可能です（それぞれに登録事業所番号が付与されます。）。なお、「個人払込」の場合、事業主は原則、年末調整により所得税の再計算を行います。

【表Ⅲ】掛金の払込方法別手続き比較

No.	項目	事業主払込	個人払込
1	振替口座	事業主名義の口座	本人名義の口座
2	給与天引	あり （「個人型年金掛金納付結果通知書 兼 個人型年金引落事前通知書」に基づき天引）	なし
3	新規加入	時期	最初の加入（希望）者発生時
		書類	●個人型年金加入申出書（K-001）の「4. 掛金引落口座情報」に口座情報を記載
		対回事項	上記書類に口座情報を記載し、加入希望者経由で国民年金基金連合会に送付
4	掛金額変更	時期	1年（12月～翌年11月分の掛金の間）に1回
		書類	★加入者掛金額変更届（第2号被保険者用）（K-009B） （年単位拠出※時は★加入者月別掛金額登録・変更届（K-030）も必要）
		対回事項	上記書類（写し）の提出を受け、天引額に反映

※次頁 QA をご参照ください。

No.	項目		事業主払込	個人払込
5	退職	時期	発生時	—
		書類	●退職者に係る掛金引落停止依頼書 (K-012)	—
		対応事項	上記書類を期日までに到着するよう国民年金基金連合会に送付 (月末退職の場合の期日) 退職日の属する月の <u>翌々月 10 日</u> (月末以外退職の場合の期日) 退職日の属する月の <u>翌月 10 日</u>	なし
6	休職等で給与天引不可のとき	時期	発生時	—
		書類	(掛金継続の場合) ●加入者掛金納付方法変更届 兼 事業所登録申請書 (K-008A) ★預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書 (K-007A) (掛金停止の場合) ★加入者資格喪失届 (K-015)	—
		対応事項	上記書類を国民年金基金連合会へ速やかに提出するよう加入者に案内	なし
7	(iDeCo掛金拠出時の)源泉徴収		給与等からiDeCo掛金額を控除し、源泉徴収税額を算出	なし
8	年末調整		源泉徴収により把握しているiDeCo掛金額を確認して対応(「事業主払込」部分の証明書の添付は不要)	加入者から提出される「小規模企業共済等掛金払込証明書」に基づき対応(払込証明書の発行がない場合、個人で確定申告)

Q3	掛金の年単位拠出※はどのようなものなの？	A3	iDeCo掛金は毎月定額の掛金拠出が基本となっていますが、掛金の拠出を1年単位(12月～翌年11月末)で考え、年1回以上任意に決めた月にまとめて拠出(年単位拠出)も可能です。年単位拠出にはルールに基づき、事前に拠出の年間計画を設定する必要があります。
----	----------------------	----	---

(3) ④「現況届」の提出(年1回)

現況届(正式名称:「第2号加入者の届出書(事業主取りまとめ) 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書」)は、事業主には従業員の在籍状況や企業年金等の加入状況を証明する届出書として年1回国民年金基金連合会へ提出するものです。

「現況届」は、前年12月末時点の加入者を対象に、加入記録を管理する記録関連運営管理機関(※4社)から登録事業所番号に基づき、毎年6月から10月頃に登録事業所宛郵送されます。

ただし、複数の記録関連運営管理機関のiDeCo加入者を有する事業所の場合、国民年金基金連合会から送付されます(「事業主払込」と「個人払込」による登録事業所番号を持つ事業所では、2通送付されることとなります。)

※記録関連運営管理機関: ①日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社(NRK)

②日本インバスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社(JIS&T)

③損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社

④SBIベネフィットシステムズ株式会社

【表Ⅳ】「現況届」により事業主が証明する事項

確認事項Ⅰ：個人型年金の加入者の資格	確認事項Ⅱ：個人型年金の掛金の拠出限度額
①事業所における企業型年金の実施状況 ②加入者の企業型年金加入資格の有無 （iDeCo同時加入可能な加入者はその旨） ③加入者が事業所に在籍していること	①確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金の加入資格の有無 ②公務員（国・地方）共済組合の加入資格の有無 ③私学共済制度、石炭鉱業年金基金の加入資格の有無

期日までに事業所が「現況届」を提出しなかった場合、加入者本人宛に国民年金基金連合会より「届出書」が送付されます。事業所・本人いずれからも未提出となった場合、2018年度分では2019年7月26日の掛金より引落停止となりました。〈事例①〉。

なお、事業所又は本人いずれかより提出はしたものの、何らかの変更が必要となる一部の加入者には、2019年7月中旬に国民年金基金連合会から「掛金引落停止の予告通知（手続き依頼書）」が送付されました。その場合、2019年8月末までに変更の手続きをとらなければ、2019年10月26日の掛金より引落停止となりました。〈事例②〉。

Q4	〈事例①〉 「現況届等」の未提出により掛金が停止されてしまったらどうすればいいの？	A4	勤務先やその他年金加入状況が不変であれば、「★加入者登録事業所変更届（K-011）」に、変更前及び変更後に同一の事業所を記入し、「●事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書（K-101A）」を添付し、加入者よりiDeCo運営管理機関へ提出します。
Q5	〈事例②〉 「掛金引落停止の予告通知（手続き依頼書）」が送付されたらどうすればいいの？	A5	退職や他年金の加入状況により各種変更が必要となった場合は、国民年金基金連合会より送付される「掛金引落停止の予告通知（手続き依頼書）」に同封されている「手続き案内」に従い、期日までに必要な手続きを行います。

（注）手続きの細部については、多少の変更がある場合がございます。

(4) ⑤事業主に係る事項(事業主名称等)の変更があった際の届出(変更の際に随時)

【表Ⅴ】届出が必要となる事業主に係る変更事項

No.	変更内容		書類	提出先
1	事業所の名称・所在地等の変更		●登録事業所名称・所在地等変更届（K-019）	事業主⇒iDeCo運営管理機関
2	掛金引落口座・引落金融機関の変更（事業主払込の場合）		●登録事業所掛金引落機関情報登録・変更届（K-020） ●預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書（K-007A）	事業主⇒iDeCo運営管理機関
3	掛金の納付方法の変更	個人払込⇒事業主払込	●加入者掛金納付方法変更届 兼 事業所登録申請書（K-008A） ●預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書（K-007A）※	加入者⇒iDeCo運営管理機関 ※初回のみ事業主の口座登録
		事業主払込⇒個人払込	●加入者掛金納付方法変更届 兼 事業所登録申請書（K-008A） ●預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書（K-007A）	加入者⇒iDeCo運営管理機関

（注）「企業年金制度の変更（加入待機期間経過後の企業年金加入時を含む）」、「事業所の合併（相手方が存続会社）」、「企業型DCの導入（全従業員加入の場合）」の変更時も届出が必要となりますが、その場合の書類等は各々「表Ⅰ3」、「表Ⅰ4、表Ⅱ3」、「表Ⅱ2」記載の通りです。

4. iDeCo登録事業所の疑問。こんな場合はどうする？

iDeCo運営管理機関に寄せられるiDeCo登録事業所の事業主さまに関連する質問事項をまとめました。その他、運営上生じる疑問点については、iDeCo運営管理機関へご照会ください。

最後に、本紙がiDeCo登録事業所の事業主さまの事務運営の一助となれば幸いです。

Q6	iDeCo加入者である従業員が、入社から2年を経過したので、DB制度に加入する場合、手続きが必要なの？	A6	P2表Ⅰ3の「企業年金制度の変更（加入待機期間経過後の企業年金加入時を含む）」の手続きが必要となりますが、従業員はDB制度の加入者となったことを認識されないことが多いため、事業主さまより手続きの案内をする必要があります。
Q7	従業員が事業主払込で加入申出書等を送付したのに、2ヶ月経過しても「個人型年金掛金納付結果通知書兼個人型年金引落事前通知書」が到着しないけど？	A7	加入申出書等に不備があり、ご本人の元に返却されているため手続きが完了していない可能性があります。不備の内容を是正し、手続きを完了する必要があります。
Q8	従業員で2ヶ所より給与を受けている者がいます。「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書（K-101A）」はどちらで作成するの？	A8	複数（2ヶ所以上）の厚生年金適用事業所に使用される場合、厚生年金の加入要件を満たしている事業所が証明書を作成します。複数の事業所で厚生年金の加入要件を満たしている場合は、ご本人が届出に基づく主たる事業所で証明書を作成します。
Q9	事業主払込の場合、還付金（掛金の拠出間違い等により還付対象となる金額）の受取はどうなるの？	A9	事業主払込の場合、個人の掛金引落口座情報がいないため、国民年金基金連合会がご本人様へ照会し、ご指定の口座へ振り込みます。
Q10	事業主証明書の事業所（控）を紛失したので、写しをもらいたいのだけど？	A10	iDeCo運営管理機関では本書類の（控）は取得しておりません。本書類の提出先である国民年金基金連合会でも写しのご提供は行っておりませんので、紛失されないよう管理をお願いいたします。
Q11	社内で複数の適用事業所ごとに登録事業所番号があるのだけど、適用事業所間の異動があったときは？	A11	同一事業主内で複数の適用事業所毎に登録事業所番号がある場合、適用事業所間の異動時には下記の手続きが必要となります。 （異動元）P4表Ⅲ5の「退職」ご参照 （異動先）P2表Ⅰ2の「入社時にiDeCoの加入を継続するとき（第2号から）」ご参照

<ご参考資料>

iDeCo iDeCo+ 事業主の手引き（iDeCo公式サイト）

https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/owner_guide.pdf

（年金業務部 確定拠出年金室 山本 奈緒）

企業年金における加入者の拠出について

今回のコラムのテーマは、「企業年金における加入者の拠出」に関する、とある信託銀行の新人営業担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

- Aさん：昨日訪問したC社は規約型確定給付企業年金（以下、規約型DB）を実施している企業です。現在、規約型DBの一部を企業型確定拠出年金（以下、企業型DC）に移行する検討をしているのですが、事業主としての負担を増加させることなく、従業員の満足度向上につながる方法はないか聞かれました。C社からは、今すぐ回答を求められているわけではないのですが、なるべく早く提案したいと考えています。何かヒントをいただけませんか。
- B課長：Aさんは営業をはじめてまだ日が浅いからこれから勉強していかないとね。事業主の負担を増加させずに従業員の満足度を向上させるということならば、老後資金確保のために自助努力ができる仕組みを設けるのはどうかな。DCで従業員が拠出できるような制度は知っているかい？
- Aさん：マッチング拠出ですね。事業主掛金に加入者掛金を上乗せして運用するんですね。
- B課長：そうだね。その他には、企業型DCは全て事業主が掛金を拠出し、従業員が個人型DC（以下、iDeCo）に加入できるようにするという選択肢もある。事業主掛金、加入者掛金の限度額は下表の通りだよ。

【DBを実施している場合のDCの掛金の拠出限度額】

	①企業型DC (マッチング拠出なし)	②企業型DC (マッチング拠出あり)	③企業型DC (マッチング拠出なし) とiDeCo併用
事業主	月額 2.75 万円 (年額 33 万円)	事業主掛金と加入者掛金で合計 月額 2.75 万円 (年額 33 万円)	月額 1.55 万円 (年額 18.6 万円)
加入者 (企業型DC)	—	事業主掛金額	—
加入者 (iDeCo)	—	—	月額 1.2 万円 (年額 14.4 万円) ※

※DBのみ実施の場合のiDeCoの掛金の拠出限度額は月額1.2万円（年額14.4万円）。

- Aさん：マッチング拠出での加入者の掛金は、DBを実施している制度の場合、最大で月額2.75万円の半分の1.375万円ということですね。
- B課長：そうだね。ただ、事業主掛金は昇給や昇格に伴って増えていく設計の制度が多いんだ。そのため、若手社員の事業主掛金はそれほど多いわけではないと思うよ。加入者掛金の上限は事業主掛金に制限されるので、若手社員はあまり多く加入者掛金を拠出できないね。
- Aさん：一方で、企業型DC加入者がiDeCoに加入する場合、掛金の上限が企業型DCの事業主掛金により制限されないの、事業主掛金が少ないときでも個人で上限額まで多くの額を出すことができますね。
- B課長：ただ、マッチング拠出では事業主掛金部分と加入者掛金部分を一括で管理することができるのに対して、企業型DC加入者がiDeCoに加入をする場合は別々に管理を行うことになるね。
- Aさん：企業型DCでは事業主が委託した運営管理機関の提示した運用商品からしか選べませんが、iDeCoでは運営管理機関、運用商品を自分で選ぶことができるので、人によって好みが変わるそうですね。②と③の制度はどちらの方が多いのでしょうか。
- B課長：企業型DCを実施している企業のうち、②を採用している企業が53.8%、③を採用している企業は7.0%だね。（企業年金連合会「2018年度確定拠出年金実態調査結果」）

- A さ ん：だいぶ差がありますね。要因として考えられることは何かありますか。
- B 課 長：制度上の要因としては、もともと企業型 DC を実施している企業が③を採用しようとする、昇給、昇格が進んでいる加入者に対して事業主掛金として既に iDeCo 併用の上限額を超えた額を拠出していた場合には、事業主掛金の上限を引き下げる必要があるんだ。
- A さ ん：iDeCo に加入するために事業主の掛金を引き下げるというニーズはなさそうですね。
- B 課 長：そうだね。これは社会保障審議会で議論され、2020 年 3 月 3 日に国会に提出された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に反映されているよ。(注)
- (注) 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会における議論は「りそな年金トピックス(2020 年 1 月 9 日)」3.(3)に記載
- A さ ん：C社はまだ DC を実施していないので、DC 移行時に規約に定めることで、③を導入することができますね。
- B 課 長：そうだね。お客さまの意向をよく確認して、②と③のどちらを導入するか決めることとしよう。また、DC 移行を行わないこととなったときに備えて、規約型 DB のみを実施している場合に事業主の負担を増やさずに従業員の満足度を向上させる方法も提案できるようにしておこう。
- A さ ん：従業員の iDeCo への加入の推奨しか思いつかないです。
- B 課 長：それが最適な提案だと思うよ。上の表に示したように、iDeCo では月額 1.2 万円以内の拠出が可能だね。ただ、DB の給付増額を行ったうえで、増額分については加入者が掛金の拠出を行うという方法もあることは頭にいれておこう。
- A さ ん：DB の掛金は事業主が全額負担するものと思っていました。
- B 課 長：そうとも限らないんだ。確定給付企業年金法(以下、DB 法)で、加入者が掛金の一部を負担することができる旨が定められているんだ。具体的には DB 法施行令第 35 条に記載があり、そのうち第 1 項第 1 号では、『加入者が負担する掛金の額が当該加入者に係る法第 55 条第 1 項に規定する額の 2 分の 1 を超えないこと』と書かれているよ。
- A さ ん：制度全体の掛金のうち半分は加入者が拠出できるということですね。今回のように、DB の増額分について加入者が掛金の拠出を行う場合、現行の事業主掛金と同額まで追加で加入者が拠出できるということですね。
- B 課 長：そうだね。今回のケースでは規約に定めたとうえで掛金を負担することについての同意が得られた加入者の給付水準は最大で現行の 2 倍にできるということだね。一方で、掛金負担をしない加入者の給付水準は現行のままとなるよ。ただし、DB での加入者負担はあまり普及していないね。
- A さ ん：加入者掛金部分の運用はどのように行われるのでしょうか。
- B 課 長：運用は事業主掛金部分と同じく事業主の責任で行われているよ。
- A さ ん：あまり普及していないというのは、何か要因があるのでしょうか。
- B 課 長：要因の一つではないかと言われているのが税制上の取り扱いだね。DC では加入者が拠出した掛金全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となる。一方で、DB では加入者が拠出した掛金と個人で契約している生命保険の保険料の合計に対して年間 4 万円を上限として生命保険料控除が適用されるため、拠出時の税制で比較すると DC より DB の方が不利な仕組みとなっているんだ。
- A さ ん：よく理解できました。お客さまに最適な提案ができるようがんばります。

(年金業務部 申請・契約グループ 三田 悟嗣)

<参考文献>

- ・社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理(厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08681.html

企業年金ノート 2020(令和2)年3月号 No.623

編集・発行：株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>